

大村入国管理センター所長 殿

2020年12月2日

移住労働者と共に生きるネットワーク・九州

共同代表 井上幸雄（アジアに生きる会・ふくおか）
岩本光弘（外国人技能実習生権利ネットワーク・北九州）
コース・マルセル（美野島司牧センター）
中島眞一郎（コムスタカー外国人と共に生きる会）

第17回大村入国管理センターと 移住労働者と共に生きるネットワーク・九州との意見交換会 大村入国管理センターへの質問と回答

貴入国管理センターにおかれましては、移住労働者と共に生きるネットワーク・九州との第17回目となる意見交換会をご承諾いただきありがとうございます。以下、意見交換会でご回答いただくための質問書を事前提出いたします。なお、統計数値等のご回答は、質問に時期や期間が特定されているもの以外は、2019年中、及び2020年1月から10月期間中のものをご回答ください。

I 収容施設及び被収容者の状況について

1. 2020年10月末時点での収容定員と収容人員について、国籍別・年代別(10歳代、20歳代、30歳代、40歳代、50歳以上)の人数及び九州以外から移送されてきた被収容者の割合を教えてください。

(昨年回答)

- ・収容定員 708名 (入力者注：センターの説明では、現在は「実行収容定員」という用語は使っていない。)
- ・2019年10月末現在の収容人員 83名(全員男性)
- ・国籍別内訳 ブラジル13名、スリランカ11名、ペルー11名、イラン9名、ネパール7名、ナイジェリア5名、ベトナム5名、パキスタン3名、バングラデシュ3名、ミャンマー3名、ガーナ3名、中国3名、フィリピン2名、インドネシア1名、スーダン1名、タンザニア1名、インド1名、ウガンダ1名
- ・世代別内訳 20歳代5名、30歳代36名、40歳代24名、50代以上18名
- ・九州外からの被収容者 約93%

(本年回答)

- ・収容定員 708名
- ・2020年10月末現在の収容人員 37名(全員男性)
- ・国籍別内訳 ナイジェリア6名、ブラジル5名、ベトナム5名、イラン4名、ペルー4名、ネパール4名、スリランカ2名、中国1名、ウガンダ1名、ガーナ1名、チュニジア1名、トルコ1名、パキスタン1名、バングラデシュ1名
- ・世代別内訳 20代7名、30代8名、40代9名、50代以上13名
- ・九州外からの被収容者 約94.6%

2. 2019年の平均収容期間、2020年10月末時点での貴センターにおける最長収容期間について教えてください。

(昨年回答)

- ・平均収容期間 151.9日 (2018年の平均収容期間)
- ・最長収容期間 約4年6ヶ月 (2019年10月末現在)

(本年回答)

- ・平均収容期間 182.3日 (2019年の平均収容期間)
- ・最長収容期間 約5年6ヶ月 (2020年10月末現在)

3. 退去強制令書発付以来、仮放免許可がなく、継続して2年以上収容されているのは何名ですか。同様に3年以上、4年以上、5年以上、6年以上は、それぞれ何名ですか。

(昨年回答) 2019年10月末現在 2年以上36名、3年以上15名、6年以上1名

(本年回答) 2020年10月末現在 2年以上21名、3年以上11名、4年以上5名、5年以上2名、6年以上1名

(記録者注：2019年、2020年ともに、「2年以上」とは、2年以上のすべての年数の合計)

4. 2020年10月末時点で、貴センターで6ヵ月以上の長期被収容者は何名ですか。

(昨年回答) 大村入管で6ヶ月以上の長期被収容者は、80名

(本年回答) 大村入管で6ヶ月以上の長期被収容者は、32名

5. 2020年10月末時点で、被収容者の中で刑務所服役後に収容されたのは何名ですか。

そのうち6ヶ月以上収容されているのは何名ですか。

(昨年回答)

設問に対する集計はない。矯正施設から当センターに直接入所するわけではないため、正確な数値は提供できない。刑事罰を受けている者は34件となるが、同一人物の重複も含む。

(本年回答)

設問に対する集計はない。矯正施設から当センターに直接入所するわけではないため、正確な数値は提供できない。刑事罰を受けている可能性のある者は20件。同一人物の重複の可能性も含む。

(以下6から17は、2019年及び2020年1月～10月での期間中の事項について質問です。)

6. 被収容者の自傷行為は何件ありましたか。

(昨年回答)

- ・2018年 自傷行為 5件
- ・2019年1月～10月 自傷行為 8件

(本年回答) 自損を理由に隔離措置をとった件数

- ・2019年 8件
- ・2020年1月～10月 12件

7. 仮放免が許可されたのは何名ですか。うち帰国条件付は何名ですか。また仮放免許可書で指定された住所地の地方別人数も教えてください。

(昨年回答)

- ・2018年 9件 (うち帰国準備4件)
- ・2018年 関東地区4名、東海地区2名、近畿地区3名
- ・2019年1月～10月 26件 (うち帰国準備2件)
- ・2019年1月～10月 関東地区10名、東海地区9名、近畿地区4名、九州地区3名

(本年回答)

- ・2019年 47件 (うち帰国準備2件)
- ・2019年 関東地区17名、東海地区14名、近畿地区10名、中国地区1名、四国地区1名、九州地区4名
- ・2020年1月～10月 58件 (うち帰国準備14件)
- ・2020年1月～10月 関東地区14名、東海地区21名、近畿地区16名、中国地区3名、四国地区1名、九州地区3名

8. 2020年10月末時点で、貴センターにおける収容が1年を超える被収容者で、2020年1月～10月に仮放免申請を1回もしていないのは何名ですか。

(本年回答) 4名

9. 2019年と2020年1月～10月の仮放免許可の期間が14日であったのは何件ですか。

(昨年回答) 11件

(本年回答)

2019年 24件

2020年1月～10月 1件

※回答には土日を含むため、14日前後と理解を。

10. 2019年と2020年1月～10月で、「拒食」ののち仮放免が許可されたのは何名ですか。

また、貴センターをハンスト後に仮放免で出所したのち、入管機関に再度収容され、貴センターに移収されてきたのは何名ですか。

(昨年回答) (前半) 14名 (後半) 集計なし

(本年回答)

2019年 30名

2020年1月～10月 23名

再収容された数の集計はない。

11. 2019年と2020年1月～10月で、再審情願が認められ、在留特別許可を受け、収容を解かれたのは何名ですか。その在留資格も教えてください。退去強制令書執行、移収及び仮放免以外で貴センターを出所した人は何名ですか。

(昨年回答) 集計なし

(本年回答)

(収容を解かれたもの) 集計なし

退去強制令書執行、移収及び仮放免以外

2019年 2件

2020年1～10月 0件

12. 国費送還者は何名いましたか。そのうち本人の意思に基づかない送還者は何名ですか。また自費で出国した人は何名ですか。

(昨年回答)

・国費送還者 2018年 68名 うち送還忌避者5名

2019年1月～10月 50名 うち送還忌避者12名

・自費出国者 2018年 44名

2019年1月～10月 19名

(本年回答) ※以下の数には当所で送還の設定をした後に他の地方入管へ移送した場合も含む。

・国費送還者 2019年 60名 うち送還忌避者15名

2020年1月～10月 16名 うち送還忌避者5名

・自費出国者 2019年 19名 うち業者負担1名

2020年1月～10月 36名

13. 苦情申し立ては何件ありましたか。その内容の主なものは何ですか。

(昨年回答)

・2018年 21件

・2019年1月～10月 11件

主な内容は処遇に対する不満だった。

(本年回答)

・2019年 11件

・2020年1月～10月 13件

主な内容は処遇に対する不満だった。

14. 宗教行事を希望したのは何名ですか。

(昨年回答)

- ・ 2018 年 延べ 349 名 ラマダン期間に 13 名が断食の実施を希望し、給食支給時間を変更する等の配慮をした。
- ・ 2019 年 1 月～10 月 延べ 290 名 ラマダン期間に 18 名が断食の実施を希望し、給食の支給時間を変更する等の配慮をした。

(本年回答)

- ・ 2019 年 延べ 326 名 ラマダン期間に 18 名が断食の実施を希望し、給食支給時間を変更する等の配慮をした。
- ・ 2020 年 1 月～10 月 延べ 60 名 ラマダン期間 8 名が断食の実施を希望し、給食支給時間を変更する等の配慮をした。

2020 年 4 月以降は、コロナ対策の一環として、宗教行事の礼拝は実施していない。

15. 性的マイノリティーで特別な処遇をした人数を教えてください。該当者がいる場合は その人数とどのような立場の方が関わり、どのような処遇をしましたか。

(昨年回答) 該当者はいた。本人の意思を確認し適切に対応した。

(本年回答) 該当者はなし。該当者がいる場合は本人の意思を確認した上で人権に配慮した適切な処遇を行っている。

16. 人身売買被害者と疑われた人は何名いましたか。その国籍別も教えてください。

(昨年回答) 該当者なし

(本年回答) 該当者なし

17. 2020 年 10 月末時点で、被収容者の中で難民認定申請及び審査請求をしているのは何名ですか。

(昨年回答) 43 名

(本年回答) 12 名

II 医療スタッフ及び医療ケアについて

1. 2020 年度の医療スタッフについて、昨年と比べて医師、看護師、薬剤師その他の内訳で変化があれば教えてください。

(昨年回答)

※※非常勤医師が 3 名、うち 1 名は医師 6 人のいずれかが交替で派遣され実施。診療日は週 4 回、月曜、火曜、水曜、金曜のいずれも午前。診療科目別では、内科 1 名、外科（消化器外科）2 名。科目別診療回数では、内科 2 回（月曜、火曜、ともに午前）、外科 2 回（水曜、金曜、ともに午前）。昨年 12 月から月 1 回の午前、精神科の非常勤医師の診察を実施。（入力者注：診察の曜日は未確認）

※※常勤 2 名、非常勤看護師が前年より 1 名減となり 1 名。

** 歯科医の常勤はなく、非常勤1名が週1回（金曜午前）

** 薬剤師は常勤なし。臨床心理士1名が月2回午後に。昨年と変化なし。

（本年回答）

** 8月から常勤医師1名（精神科）、その他は前年と同じで非常勤医師3名、うち1名は医師4人のいずれかが交替で派遣され実施。診療日は前年と同様に週4回、月曜、火曜、水曜、金曜いずれも午前。診療科目別では、内科1名、外科（消化器外科）2名。科目別診療回数では、内科2回（月曜、火曜、ともに午前）、外科（消化器外科）2回（水曜、金曜、ともに午前）。月1回午前に、精神科の非常勤医師の診察を実施。（入力者注：診察の曜日は未確認）

** 常勤看護師2名、非常勤看護師1名。

** 非常勤歯科医師は週1回（金曜午前）

** 薬剤師はなし。臨床心理士1名が月2回午後に。

2. 2019年及び2020年1月～10月の期間中の、メンタルケアの専門家によるカウンセリングの延べ件数を教えてください。また通訳がついた件数と言語の内訳を教えてください。

（昨年回答）

・2018年 延べ107件

・2019年1月～10月 延べ82件

・通訳が付いた件数は、2018年は6件（英語3件、ペルシャ語3件）。2019年1月～10月は12件（ペルシャ語5件、シンハラ語2件、英語2件、ポルトガル語1件、アラビア語1件、ネパール語1件）。

（本年回答）

・2019年 延べ97件

・2020年1月～10月 延べ83件

・通訳が付いた件数は

2019年は 14件（ペルシャ語6件、英語2件、シンハラ語2件、ネパール語1件、アラビア語1件、スペイン語1件、ポルトガル語1件）

2020年1月～10月は21件（ポルトガル語10件、英語7件、スペイン語3件、ネパール語1件）。

3. 2019年及び2020年1月～10月の期間中に、外部の医療機関での受診・検査は何件ありましたか。診療科毎に教えてください。そのうち救急搬送は何件ありましたか。

（昨年回答）

・2018年 150件（内訳は、皮膚科44件、救急外来20件、耳鼻咽喉科19件、歯科口腔外科15件、眼科13件、整形外科13件、精神科11件、内科7件、泌尿器科4件、外科3件、神経内科3件、呼吸器科1件、総合診療内科1件） 救急搬送5件

・2019年1月～10月 283件（内訳は、整形外科60件、皮膚科46件、救急外来40件、歯科口腔外科29件、耳鼻咽喉科27件、総合診療科17件、精神科

14 件、眼科 12 件、呼吸器内科 10 件、消化器内科 8 件、泌尿器科 8 件、リウマチ科 8 件、内科 4 件、肝臓内科 3 件、循環器内科 3 件、総合内科 3 件、代謝内科 3 件、高度救急救命 1 件、循環器科 1 件、神経内科 1 件、麻酔科 1 件) 救急搬送 7 件

1 回の受診で複数の診療科を受診する場合があります、総数と内訳の合計は一致しない。

(本年回答)

- ・ 2019 年 308 件 (内訳は、眼科 13 件、肝臓内科 4 件、救急外来 47 件、外科 1 件、高度救急救命センター 1 件、肛門科 2 件、呼吸器内科 10 件、歯科口腔外科 30 件、耳鼻咽喉科 33 件、循環器科 1 件、循環器内科 3 件、消化管内科 8 件、神経内科 1 件、整形外科 63 件、精神科 15 件、総合内科 3 件、総合診療科 17 件、代謝内科 3 件、内科 4 件、泌尿器科 8 件、皮膚科 48 件、麻酔科 1 件、リウマチ科 9 件) うち救急搬送 9 件
- ・ 2020 年 1 月～10 月 80 件 (内訳は、眼科 7 件、救急外来 9 件、歯科口腔外科 13 件、耳鼻咽喉科 14 件、神経内科 4 件、整形外科 12 件、総合診療科 6 件、代謝内科 1 件、内科 1 件、泌尿器科 3 件、皮膚科 10 件、その他 3 件) うち救急搬送 1 件) その他 3 件の内訳は、被収容者の転院にかかるもの 2 件、送還にかかる PCR 検査 1 件

※ 1 回の受診で複数の診療科を受診する場合があります、総数と内訳の合計は一致しない。

4. 2019 年及び 2020 年 1 月～10 月の期間中に、外部の医療機関に入院したのは何名ですか。また延べ宿泊数はいくらですか。また 2020 年 10 月末時点の入院者数は何名ですか。

(昨年回答) 2018 年 5 人 延べ 11 人

2019 年 1 月～10 月 9 人 延べ 246 人

2019 年 10 月末の入院者なし

(本年回答) 2019 年 10 人 延べ 254 人

2020 年 1 月～10 月 1 人 延べ 213 人

2020 年 10 月末の入院者なし

5. 2019 年及び 2020 年 1 月～10 月の期間中に、施設内の医師の診察で、被収容者に通訳が
ついた件数と言語の内訳を教えてください。

(昨年回答)

・ 2018 年 14 件 (ペルシャ語 4 件、ポルトガル語 4 件、イボ語 3 件、ベンガル語 2 件、中国語 1 件)

・ 2019 年 1 月～10 月 26 件 (ペルシャ語 12 件、ネパール語 6 件、ベトナム語 3 件、シンハラ語 2 件、ポルトガル語 2 件、ウルドゥー語 1 件) すべて電話通訳による。

(本年回答)

・ 2019 年 30 件 (ペルシャ語 12 件、ネパール語 7 件、ベトナム語 4 件、シンハラ語 3 件、ポルトガル語 2 件、ウルドゥー語 1 件、ヒンディ語 1 件)

・ 2020 年 1 月～10 月 31 件 (ポルトガル語 21 件、ネパール語 4 件、シンハラ語 3 件、ウルドゥー語 2 件、中国語 1 件) すべて電話通訳による。

6. 2020年10月末時点で、被収容者の治療のための施設内の常備薬で、どのような種類の病気に対応できていますか。また常備薬は何種類ですか。薬が使用されたのは年間は何件ですか。また昨年と変化しているものがあつたら教えてください。

(昨年回答)

- ・常備薬は11種類で変化なし。使用頻度が多いのは外用薬で、主に湿布、鎮痛薬、感冒薬。
2018年 26,943件
2019年1月～10月 24,800件。外用薬（主に湿布）の使用が増加している。

(本年回答)

- ・常備薬は13種類。内訳は昨年度と同様。（記録者注：昨年公表、使用頻度が多いのは外用薬で主に湿布、鎮痛薬、感冒薬）
使用実績は2019年 29,219件、
2020年1月～10月 17,924件。

7. 精神安定剤、睡眠導入剤について変更はありましたか。

(昨年回答)

- ・精神科医師の希望で、新規の精神安定剤、抗精神病薬を受領している。

(本年回答)

- ・変更点はない。（入力者注：昨年公表、精神科医師の希望で、新規の精神安定剤、抗精神病薬を受領している）

8. 2019年及び2020年1月～10月の期間中に、施設内でのレントゲン撮影は何名の被収容者に実施しましたか。現在も入所時に実施していますか。

(昨年回答)

入所時の胸部レントゲン撮影も含む。

- ・2018年 176件
・2019年1月～10月 162件 現在も入所時にレントゲン撮影している。

(本年回答)

入所時の胸部レントゲン撮影も含む。

- ・2019年 190件
・2020年1月～10月 109件 現在も入所時に胸部レントゲン撮影をしている。

9. 車いす対応（車いすで出入り出来ること）の居室の定員と、その稼働実績（延べ宿泊数）を教えてください。

(昨年回答)

車いす対応居住区として、どの程度のことを想定されているか（不明のため）、何とも言

えない。居住施設としてバリアフリーに完全に対応し、車いすを一人で操作し何ら不自由なく生活できるということであれば、該当する施設はない、ということになる。車いすのまま入室できる居室は4部屋各3人の定員。

(本年回答)

車いす対応居住区が、どの程度のを想定しているか不明のため、何とも言えない。居住施設としてバリアフリーに完全に対応し、車いすを一人で操作し何ら不自由なく生活できるということであれば、該当する施設はない。車いすのまま入室できる居室は4部屋各3人の定員。稼働実績はない。

Ⅲ 被収容者の処遇について

1. 大村入国管理センターの令和2年度(2020年度)予算とその内訳を教えてください。

(昨年回答) 平成31年度予算額 1億2,700万円

(本年回答) 収容所の維持及び被収容者の処遇に必要な物件費は、令和2年度予算額約1億5,100万円

2. 被収容者のための医薬品費の総額を教えてください。

(昨年回答)

被収容者のための医療関係経費の総額

平成30年度 約1,100万円

平成31年度は上半期約1,700万円。

(会場での追加質問に) 長期入院の被収容者の入院費がかさんだ。診療点数1点当たり10円が多い。

(本年回答)

被収容者のための医療関係経費の総額

平成31年度 約2,900万円

令和2年度は上半期 約900万円。

3. 2020年10月末時点で、昨年度に比べて職員体制と定数で変更があれば教えてください。

(昨年回答) 64名で、前年度と同じ。

(本年回答) 64名で、前年度と同じ。

4. 2020年1月～10月で、処遇部門の職員で、退職又は休職があれば人数を教えてください。2020年10月時点の欠員と休職者があれば教えてください。

(昨年回答) 2019年1月～10月の間、自己都合の退職者1名、病気休職者1名。

2019年9月末の欠員なし、10月の病気休職者1名
(本年回答) 2020年1月～10月の間、自己都合の退職者1名、病気休職者1名。

2020年9月末の欠員なし、10月の病気休職者なし
(※質問の期間とずれるが四半期ごとの区切りで回答)

5. 2020年10月末の1部屋の平均収容人数は何名ですか。

(昨年回答) 1部屋の定員10人。1部屋の収容人数はおおむね3～4名で運用している。

(本年回答) コロナウイルス感染防止のため、1部屋3名以下で運用。平均収容人数は1.85人。

6. 運動時間、入浴、洗濯などについて、昨年から変更はありますか。

(昨年回答) 運動時間、入浴、洗濯等、昨年から変化はない。

(本年回答) 入浴、洗濯は昨年から変化はない。運動は、今年7月24日から閉庁日も実施している。閉庁日の運動は午前中のみ。

7. 食事について、パターンは約40種類等、昨年から変更はありますか。イスラム教徒に食事を提供する際、どのような配慮がなされていますか。

(昨年回答) 現在の食事パターンは約35種類。特に変化はない。

(本年回答) 現在の食事パターンは2020年10月末で15種類。アレルギー、宗教上の制限食、患者食等を考慮して提供している。今年度から食事の副食にかかる栄養基準量の変更があり、一日の栄養量の隔たりがないよう、朝食にチーズパンやヨーグルトを支給するなど日々の栄養管理に努めている。

8. 2019年及び2020年1月～10月の期間中に、面会者は延べ何名の被収容者と面会していますか。

(昨年回答)

- ・2018年 延べ3,523名
- ・2019年1月～10月 延べ4,081名

(本年回答)

- ・2019年 延べ4,949名
- ・2020年1月～10月 延べ1,971名

9. 一般用面会室の運用につき、1回で出来る面会申請件数は3件、面会時間の制限の可能性、可能な限り4室の使用に努めること等、昨年から変更はありますか。

(昨年回答)

- ・一般用面会室の運用は昨年から変化はない。1度で出来る面会申請件数は3件、可能な

限り多くの面会室を使用できるよう努める。

(本年回答)

・一般面会室の運用は昨年から変更はない。一般面会室以外の運用については今年4月から弁護士面会室及び家族面会室の使用を禁止している。

10. 昨年の要請の17.「・・・。更に他の収容施設同様に面会時の職員立会を止めてください。・・・」に対して貴センターは「・・・保安上の理由から職員を立ち合わせており、・・・所長が立会の必要はないと判断すれば、省略は可能」旨の回答をしています。この「所長が立会の必要はないと判断した」事例は、2019年及び2020年1月から10月まで何件ありましたか。また、その具体例を教えてください。

(本年回答)

・2019年 6件

・2020年1月～10月 2件

弁護士、領事館の立会省略は含んでいない。具体的には警察官やアンカー関係者等による面会については、立ち会いを省略している。

(入力者注：アンカー UNHCR 国連難民高等弁務官事務所)

11. 未就学児の面会、あるいは未就学児を連れた母親の面会等で家族面会室を利用したのは何件ありましたか。

(昨年回答)

・昨年10月から一般用面会室1室を仕切りのない家族面会室に変更し、親子のスキンシップが図れるようにしているが、現時点では使用実績はない。家族面会室の使用基準は基本的には18歳未満の子と引率者が対象。その他特別な事情のあるものは個別に許否を検討する。

(本年回答)

・2019年 1件

・2020年1月～10月 なし

今年4月からコロナ対策で家族面会室の使用を禁止している。

12. 2019年の、仮放免許可申請の件数と申請の受理から結果を本人に通知するまでの期間の平均日数を教えてください。また被収容者に参考として示している上記の目標処理日数は何日ですか。

(昨年回答)

・平成30年の仮放免申請件数は182件で、平均処理日数は58.7日。目標処理日数については、仮放免の許否は仮放免請求等に基づき、個別の事情毎に諸般の事情を総合的に勘案して判断する。保証金の確保にも時間を要する等、被収容者側の事情により日数を要する

こともあり標準処理時間という一律の基準を設けることは困難。

(本年回答)

・2019年の仮放免申請件数は184件、平均処理日数は65.7日。目標処理日数については、仮放免の許否は仮放免請求等に基づき、個別の事情毎に諸般の事情を総合的に勘案して判断する。保証金の確保にも時間を要する等、被収容者側の事情により日数を要するケースもあり、標準処理時間という一律の基準を設けることは困難。

13. 日弁連会長名で貴センター所長宛に2019年11月22日提出された勧告書について貴センターとしてどのように受け止めていますか。また、勧告書の内容で今後履行できるものがあれば教えてください。

(本年回答)

- ・勧告1、2に関して。仮放免を許可して収容を解くか否かは個別の事案毎に被収容者を巡る諸般の事情を総合的に考慮し適切に判断している。
- ・勧告3について。仮放免の審査にあたっては被収容者に関する様々な事情を総合的に考慮して、その過程で申請書類の翻訳や追加書類の提出等に時間を要する場合があるため、結論を出すまでに一定の時間を要するが、できるだけ迅速な処理を務めている。
- ・勧告4について。仮放免の許可不許可は個別の事案毎に被収容者を巡る諸般の事情を総合的に考慮して判断しており、その理由を個別具体的に示すことは困難であり、仮放免を不許可とした場合は申請人に対して、申請の理由等を総合的に判断した結果、これを認めるに足りる理由がない旨を書面で通知している。

今後の仮放免の運用については、収容送還に関する専門部会の提言を受けて出入国在留管理庁において必要な検討がなされた場合には、その検討結果を受けて適切に行っていく。

Ⅳ 2019年6月の被収容者の死亡事件とその再発防止策について

1. 2020年10月末時点で、「拒食」とされたのは何名ですか。

(昨年回答) 9名

(本年回答) 1名

2. 2019年6月24日に発生したN国籍の被収容者の死亡から1年半が経過しました。この事件について、直接の死因、なぜ死を防げなかったのかについて、貴センターとしてどのようにお考えですか。また、今後の再発防止策として、どのような対策が取られましたか。特に、「拒食」者、被「隔離」者に対する対処で変更・改善したことがあれば教えてください。

(昨年回答)

死亡事案の詳細については、本庁による調査結果報告書に記載されているとおり。事案発生後は「・・・しょう者」（対象者？）の動静把握を強化し、異変が認められればより迅速な対応を取ることができるような体制づくりをしている。また、常勤医師を確保できるよう医師会への働きかけ等も積極的に行っている。

（本年回答）

死亡事案の詳細については、本庁による調査結果報告に記載されているとおり。当所においては本件のような事案が発生したこと自体を重く受け止めており、今後は同種事案の再発を未然に防止し、並びに更なる適切な処遇につなげていかなければならないと考えている。尚、事案発生後は現場からの報告体制や各担当官での情報共有を一層密にしたほか、拒食の防止及び早期終了に向けた説得、カウンセリング等の取り組みをより積極的に実施し被収容者の動静、監視と容態観察の強化に努め、もし異変が認められれば迅速な対応をとることができるよう体制づくりをしている。

3. 土日休日や夜間等医師不在時で、被収容者の救急対応が必要な場合に、どのような体制がとられていますか。

（昨年回答）

- ・ 土日、休日、夜間の医師不在時に被収容者の体調不良が認められる時は、体温、血圧等を測定し看護師の助言を受け外部医療機関に搬送する等適切に対応している。急を要する症状の場合には直ちに外部病院搬送、または救急車の出動を要請している。

（本年回答）

- ・ 土日、休日、夜間等の医師不在時に被収容者の体調不良が認められる時は、体温、血圧等を測定し、看護師の助言を受け外部医療機関に搬送する等適切に対応している。急を要する症状の場合には直ちに外部病院搬送、または救急車の出動を要請している。

4. 被収容者の突然死を避けるために貴センターが行っている対策を教えてください。

（昨年回答）

被収容者の動静把握につとめ、体調不良の者がいれば当該被収容者の状況を医療関係者に伝え助言を受けながら庁内診療や外部診療を実施する。

（会場での追加質問に）AEDは、各警備室にある。

（本年回答）

被収容者の動静把握につとめ、体調不良の者がいれば当該被収容者の状況を医療機関に伝え助言を受けながら庁内診療や外部診療を実施する。

5. 脳血管系の疾患等により意思能力のない被収容者がいるとき、仮放免申請や難民認定申請等の被収容者の権利を保障するために、成年後見制度の利用は可能ですか。

（本年回答）

・判断能力が不十分な方々を支援するという成年後見制度の主旨は理解しているところだが、当所としては同制度により被収容者を保護する立場にはなく、同制度の利用は困難と考える。

6. 昨年の要請の4.「外部医療機関に入院中の被収容者について、安否確認のための面会を特別に許可されたい」に対して貴センターは「保安上の理由から、原則として実施は考えない」旨の回答をしています。実施が考えられる例外を具体的に教えてください。

(本年回答)

・外部医療機関での面会は保安上の支障から、原則として一般面会については許可していないが、領事館や被収容者の訴訟代理人、または弁護士である弁護士との面会については、医療機関が面会の制限を行っていない場合に限り許可する。

V 新型コロナウイルス感染対策関連

1. 被収容者への新型コロナウイルス感染防止の考えと具体策を教えてください。

(本年回答)

・入管収容施設は閉鎖空間であり、ひとたび新型コロナ感染症の感染が発生した場合、感染拡大の危険性が特に大きく、職員及び被収容者の感染防止を徹底して行う必要がある。具体策としては、外部からのウイルスの侵入、すなわち飛沫感染または接触感染による感染発生を防止し、万が一感染が発生した場合には二次感染を徹底的に防止することとしている。

2. 2020年3月以降10月末までに仮放免許可を受けた者は何名ですか。そのうち新型コロナウイルスの感染対策として考慮したのは何名ですか。

(本年回答)

・52件 仮放免の許否は、新型コロナウイルスの感染状況も踏まえた諸般の事情を総合的に勘案して判断している。

3. 貴センターの被収容者、職員で新型コロナウイルスの感染者はいましたか。また、貴センターの被収容者、職員が新型コロナウイルスに感染したときは、どのように対処されますか。さらに被収容者の陽性判明者について、氏名や国籍など個人情報の公表はどの程度行われますか。

(本年回答)

・被収容者及び職員に新型コロナウイルスの感染者は発生していない。感染者が発生すれば、入管施設における新型コロナウイルス感染症マニュアルに基づいて対応する。被収容者に感染が発生すれば直ちに他の被収容者と接触しない収容区に分離して収容するこ

とは当然だが、濃厚接触した被収容者についても同様に分離のうえ容態を観察し、感染者が発生した収容区域で勤務していた職員等、濃厚接触者となる職員についても一定期間自宅待機を指示することになる。職員に感染が発生した場合も、濃厚接触者を特定し分離、容態観察をすることになる。被収容者の陽性判明者については、年代のみの公表が予定されている。